

埼玉県告示第967号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。）が同条第2項の規定により知事に届け出る昭和53年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

昭和53年6月23日

埼玉県知事 畑 和

- 1 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。
- 2 貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類は、学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。